

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の背景

日本は先進国としての経済的な繁栄を達成しましたが、同時に生活様式の変化や高齢化などの要因により、健康に関する課題も深刻化しています。例えば、生活習慣病や慢性疾患が増加し、肥満や糖尿病、心血管疾患などが健康を脅かす大きな問題となっています。さらに、ストレスや睡眠不足といった心理的な健康問題も増加しており、私たちの生活の質や幸福感にも影響を及ぼしています。

また、地域によっては健康格差が存在し、健康へのアクセスや機会に差が生じており、経済的な要因や地域の環境差により、健康に対する意識や情報へのアクセスに偏りが生じています。公平で包括的な健康づくりのためには、この格差を是正し、全ての人々が健康な生活を送ることができる持続可能な社会の実現を目指し、市民、地域や関係団体及び行政がそれぞれの役割を果たすことで、誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤を作る必要があります。

本市でも市民の健康増進のみならず、食育の推進、歯科口腔保健の推進といった包括的な健康の推進を図る「第2次坂戸市健康なまちづくり計画」を平成26(2014)年3月に策定し、平成31(2019)年3月には中間年次の改訂を行いました。

前回の計画改訂から5年間が経過し、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化や社会環境の変化により、市民の健康状態も変化してきています。

本計画では、これまで本市で取り組んできた健康づくりの取組を見直し、前計画の評価に基づき新たな健康課題の抽出・行動目標の設定を行い、国が掲げる「誰一人取り残さない健康づくり」や「実効性をもつ取組の推進」などを新たな視点として加え、本市における更なる健康推進を図るために策定するものです。

2. 国・県の動向

【国の動向】

国は「健康日本 21（第二次）」を定め、日本の健康問題に対処するために様々な施策を展開してきました。第二次の終盤は、新型コロナウイルス感染症が国内で拡大し、肥満や糖尿病といった基礎疾患を持つことが重症化のリスクとされ、感染拡大防止のために講じられた行動制限等による健康影響も懸念されました。「健康日本 21（第三次）」では、次の新たな感染症も見据えた新しい生活様式への対応等も考慮しながら、平時からの健康づくりが重要であるという認識のもと、第二次計画の評価を基に、令和6（2024）年度からスタートする「健康日本 21（第三次）」を策定し、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るものとしています。

【県の動向】

埼玉県は、県民の健康増進に関する施策についての基本的な計画（健康増進計画）として「埼玉県健康長寿計画（第3次）」、食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めるための計画（食育推進計画）として「埼玉県食育推進計画（第4次）」、県の歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（歯科口腔保健推進計画）として「埼玉県歯科口腔保健推進計画（第3次）」を策定し、生活習慣の改善、食育の推進や、誰もがスポーツを気軽に楽しむことができる環境づくり、歯と口の健康づくりなどに取り組み、県民の健康長寿に寄与する取り組みを展開してきました。

上述した3つの計画が令和5（2023）年度をもって終了するため、「埼玉県健康長寿計画（第4次）」、「埼玉県食育推進計画（第5次）」、「埼玉県歯科口腔保健推進計画（第4次）」を上位計画である「埼玉県地域保健医療計画」に組み込み、取組や指標の管理を一体的に行うことができるよう策定し、令和6（2024）年度から実施します。

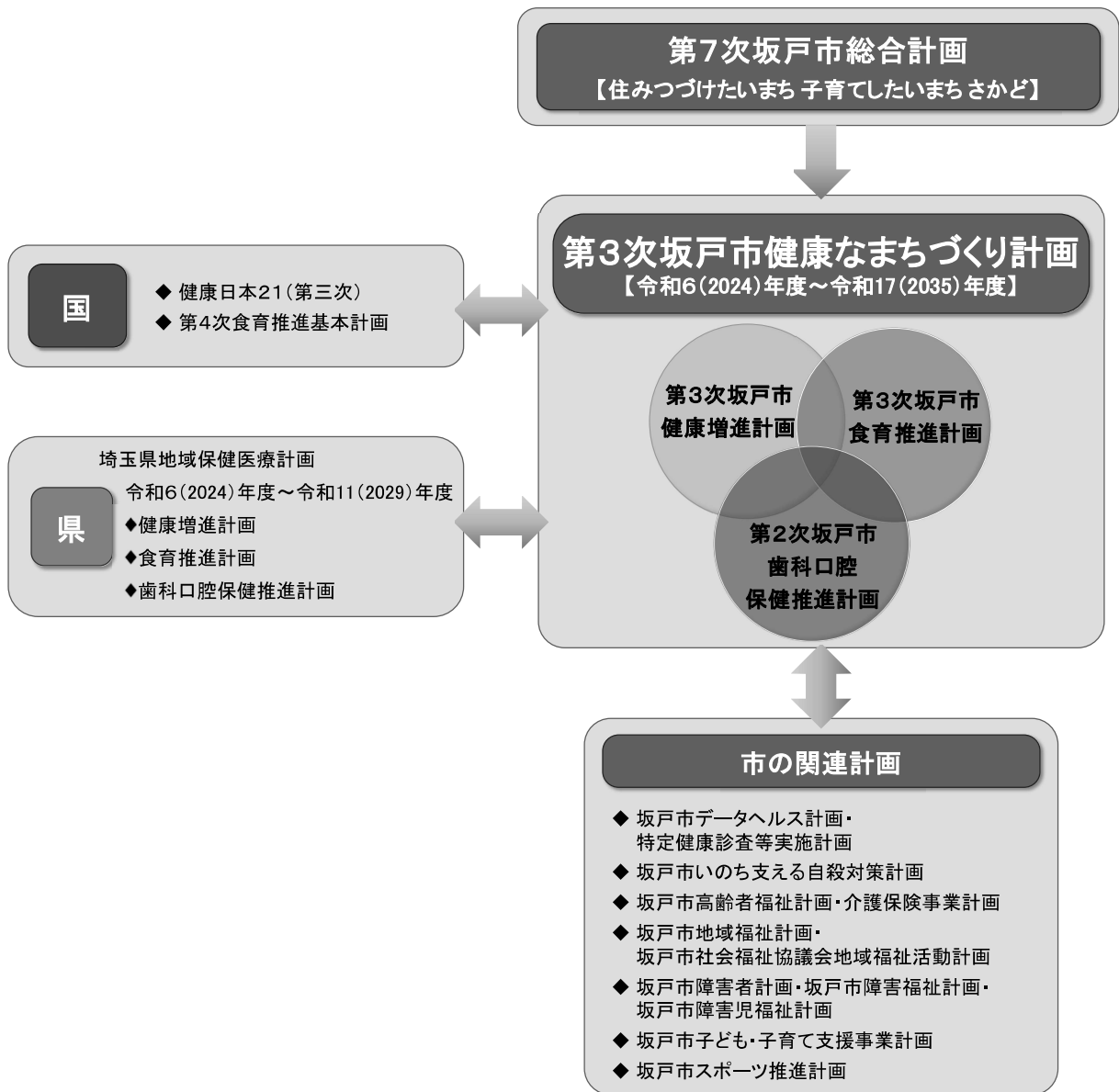
本市においては、国・県の動向を勘案して本計画を策定し、市民が生涯にわたって健康で安全・安心に暮らせるよう、本市の各施策を「健康なまちづくり」の視点からも体系化し、市民の健康づくりを支援していきます。

3. 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として策定する「第3次坂戸市健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「第3次坂戸市食育推進計画」及び、歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項に基づく埼玉県歯科口腔保健推進計画を踏まえた本市における「第2次坂戸市歯科口腔保健推進計画」を一体的に策定したものです。

また、本計画は「第7次坂戸市総合計画」を上位計画に置き、本市の他計画との整合を図りつつ策定しています。

図1-1 計画の位置付け



4. 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間の期間として策定された計画です。

図1-2 計画の期間

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
坂戸市	第3次坂戸市健康なまちづくり計画											
	第3次坂戸市健康増進計画											
	第3次坂戸市食育推進計画											
	第2次坂戸市歯科口腔保健推進計画											
						中間 評価					最終評価	次期計画 検討
埼玉県	埼玉県地域保健医療計画											
	健康増進計画											
	食育推進計画											
	歯科口腔保健推進計画											
国	健康日本21（第三次）											
	第4次食育推進基本計画											
	歯・口腔の健康づくりプラン											

本計画とSDGsとの関係

本市では、持続可能な開発目標SDGsの理念や目指す方向性を広く共有しており、本計画においてもSDGsの目標達成に貢献できるように取組を推進します。

図1-3 SDGs（持続可能な開発目標）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の国際目標です。SDGs は「誰一人取り残さない（leave no one behind）」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、17 のゴールとそれらに紐づく 169 のターゲットから構成されています。